

環境課

議案第110号

港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例の一部を改正する条例について

1 背景及び改正理由

区は、環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関し、区、区民等、事業者、地域活動団体及び関係行政機関の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、快適な生活環境を確保することを目的に「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（以下「環境美化条例」といいます。）を制定し、様々な施策に取り組んでいます。

環境美化条例には、吸殻等及び空き缶等の投棄の禁止、みなとタバコルールを定め、これまでもあらゆる場面において環境美化に係る取組を推進してきました。しかしながら、給餌により集まるハト等のフン、鳴き声等の被害等への対応については、環境美化条例に具体的な禁止事項が規定されていないことから、過去の事案発生時の際は、注意喚起のみに留まり、課題解決に相当の時間を要していました。

特に、令和2年度、3年度に区内で発生した大量の給餌及び残さの放置は、周辺建物へのフン被害、衛生環境の悪化等、生活環境に甚大な悪影響を生じさせ、注意喚起では状況の改善が見られなかったことから、地域住民、警察等から法的根拠に基づいた迅速かつ効果的な対応を求める声が寄せられました。

これらを踏まえ、環境美化条例の一部を改正します。

2 主な改正内容

区内の環境美化を推進し、区民等の快適な生活環境を確保するため、給餌による悪影響を生じさせることを禁止事項として明記します。

改正案

(給餌による悪影響の禁止)

第8条の2 区民等は、公共の場所で給餌による悪影響を生じさせてはならない。

改正に伴い、給餌による悪影響を生じさせることに違反したものに対しては、指導及び勧告、公表の対象とします。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 今後のスケジュール

令和5年1月～3月 条例改正周知

令和5年4月1日 改正条例施行

港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 給餌 自ら所有せず、かつ、占有しない動物に餌を与えること (餌を目当てに動物が集散することを認識しながら、動物が食べることができる場所に餌を置き、又は放置する行為を含む。)をいう。</p> <p>四 給餌による悪影響 次のいずれかに該当するものにより、周辺住民の生活環境が損なわれている事態が生じていると認められる状態をいう。</p> <p>イ 給餌による餌を目当てに集散する動物の鳴き声その他の音</p> <p>ロ 給餌による餌の残さ又は給餌による餌を目当てに集散する動物のふん尿その他の汚物の放置又は不適切な処理及びこれらにより発生する臭気</p> <p>ハ 給餌による餌を目当てに集散する動物の毛又は羽毛の飛散</p>	<p>(前略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p>

二 給餌による餌を目当てに集散する動物の威嚇行為又は破壊行為

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

(区の責務)

第三条 区は、この条例の目的を達成するため、吸い殻等及び空き缶等の散乱、給餌による悪影響並びに喫煙による迷惑の防止に必要な施策を推進しなければならない。

2・3 (略)

4 区は、区民等、事業者及び地域活動団体に対し、吸い殻等及び空き缶等の散乱、給餌による悪影響並びに喫煙による迷惑の防止のための意識の啓発及び活動の支援を行わなければならない。

(区民等の責務)

第四条 (略)

2・4 (略)

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

(区の責務)

第三条 区は、この条例の目的を達成するため、吸い殻等及び空き缶等の散乱並びに喫煙による迷惑の防止に必要な施策を推進しなければならない。

2・3 (略)

4 区は、区民等、事業者及び地域活動団体に対し、吸い殻等及び空き缶等の散乱並びに喫煙による迷惑の防止のための意識の啓発及び活動の支援を行わなければならない。

(区民等の責務)

第四条 (略)

2・4 (略)

5 区民等は、給餌をするときは、周辺住民の生活環境に配慮するよう努めなければならない。

(中略)

(投棄の禁止)

第八条 (略)

(給餌による悪影響の禁止)

第八条の二 区民等は、公共の場所で給餌による悪影響を生じさせてはならない。

(中略)

(環境美化推進重点地区)

第十二条 区長は、吸い殻等及び空き缶等の散乱、給餌による悪影響並びに喫煙による迷惑を特に防止する必要があると認める地域又は区民等、事業者及び地域活動団体が積極的に清掃活動等に取り組んでいると認める地域を環境美化推進重点地区(以下「美化重点地区」という。)に指定することができる。

2 区長は、美化重点地区において、区民等、事業者、地域活動団体及び関係行政機関と協働し、又は連携し、吸い殻等及び空き缶等の散乱、給餌による悪影響並びに喫煙による迷惑の防止に関する施策

(中略)

(投棄の禁止)

第八条 (略)

(中略)

(環境美化推進重点地区)

第十二条 区長は、吸い殻等及び空き缶等の散乱並びに喫煙による迷惑を特に防止する必要があると認める地域又は区民等、事業者及び地域活動団体が積極的に清掃活動等に取り組んでいると認める地域を環境美化推進重点地区(以下「美化重点地区」という。)に指定することができる。

2 区長は、美化重点地区において、区民等、事業者、地域活動団体及び関係行政機関と協働し、又は連携し、吸い殻等及び空き缶等の散乱並びに喫煙による迷惑の防止に関する施策を重点的に実施する

<p>を重点的に実施するものとする。</p> <p>(指導及び勧告)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 区長は、第八条の二、第九条第四項又は第十条の規定に違反したもので前項の指導を受けてこれに従わないものに対しては、改めて必要な改善を行うよう期間を定めて勧告することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和五年四月一日から施行する。</p>	<p>ものとする。</p> <p>(指導及び勧告)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 区長は、第九条第四項又は第十条の規定に違反したもので前項の指導を受けてこれに従わないものに対しては、改めて必要な改善を行うよう期間を定めて勧告することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(後略)</p>
--	--